宇土市行政連絡員設置に関する規則を次のように制定する。

令和８年１０月２３日

宇土市長　光　井　正　吾

宇土市規則第６１号

宇土市行政連絡員設置に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、令和８年熊本地震による災害に対応する応急仮設住宅の一団の区域（以下「仮設団地」という。）に設置する行政連絡員に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市と仮設団地に居住する住民との連絡事務を処理するため、行政連絡員を設置する。

２　行政連絡員は、仮設団地内の自治組織の代表者として市長が委嘱する。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）には、行政連絡員を委嘱することができない。

３　行政連絡員の任期は１年とし、欠員が生じた場合の補充された行政連絡員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第３条　行政連絡員の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1)　仮設団地内の情報把握に関すること。

(2)　行政連絡文書等の配布、掲示及び各種伝達事項の周知に関すること。

(3)　公正な民意をとりまとめ市長に伝達すること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項に関すること。

（守秘義務）

第４条　行政連絡員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（解嘱）

第５条　市長は、行政連絡員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中においても委嘱を解くことができる。

(1)　心身の故障のため職務の遂行ができない場合

(2)　刑事事件に関し、起訴された場合

(3)　暴力団員であることが判明した場合

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が解嘱を適当と認めた場合

（報償金）

第６条　行政連絡員の報償金の額は、宇土市行政区及び行政区長の設置に関する規則（令和２年規則第２号）第１４条第１項第２号に掲げる額とする。

２　前項の報償金を支給する場合において、当該年度におけるその者の在職期間が１年に満たないときは、月の初日から末日まで在職する月に係る部分については月割計算によ

り求めた額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、その職に就いた日又はその職を離れた日が月の中途にある場合の当該月に係る部分については当該月の現日数を基とした日割計算により求めた額（１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を合計した額を支給する。

３　報償金の支給は、３月にその月までの分を支給する。ただし、退任、死亡等により年度の中途に行政連絡員でなくなったときは、直ちに支給することができる。

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月２３日から施行する。

（経過措置）

２　第６条第１項の規定は、令和９年度以後の報償金について適用し、令和８年度の報償金については、令和９年３月１日を基準日とする。